



Financial Services Tax Group

News Letter

June 2004

外国法人・非居住者の源泉免除の手続き変更に伴う 経過措置について

外国法人・非居住者の受ける国内源泉所得については原則としてその国内源泉所得の支払をする者から所得税の源泉徴収をされることとなっております。ただし、国内に恒久施設を有する外国法人・非居住者の受ける一定の国内源泉所得(例えば家賃収入)にかかる源泉徴収については、その非居住者・外国法人が所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払いをする者に対し提出した場合には、当該国内源泉所得については所得税法上、源泉徴収が免除されることとなっております。従来、証明書については源泉徴収義務者に対し提出した場合に源泉免除を受けることができましたが、この制度について、平成 16 年度税制改正により、証明書を提示することにより源泉免除が受けられることに改められました。

「提示方式」への変更は平成 16 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべき所得について適用されます。ただし、平成 16 年 6 月 30 日以前に所得の支払者に対し、従来の証明書を提出した場合は、その有効期間中に支払を受けるべき所得については、「証明書を提示したとみなす」ことになっております。

従来の証明書は平成 16 年 6 月 30 日をもって、その効力を失うこととなります。したがって、新規テナント等のために支払者をブランクにして発行された証明書(「予備証明書」)を取得し保管している場合、当該予備証明書は、平成 16 年 7 月 1 日以後は使えないということになります。予備証明書を利用していた外国法人においては、平成 16 年 7 月 1 日以降の急なテナント変更等のために、改正法に基づく証明書を平成 16 年 6 月 30 日までに取得し、平成 16 年 7 月 1 日以後いつでも証明書を「提示」できるように準備しておくことをおすすすめ致します。

また、今回の改正により、支払者、受領者の双方に帳簿記載要件が新たに加われました。支払者の帳簿記載要件は、支払に関する帳簿を備え、受領者の名称及び提示を受けた証明書の有効期限を記載することです。受領者の帳簿記載要件は、支払人の名称及び住所並びに証明書を提示した年月日を帳簿に記載することです。

この変更に対応するための申請手続きの詳細について現時点においてはまだ税務署側からの発表は行なわれておりません。申請手続きの詳細が平成 16 年 6 月 30 日期限近く(又は平成 16 年 7 月 1 日以降)に発表される可能性があります。したがって、平成 16 年 7 月 1 日以降において新規テナントと契約するケースが生じる場合は、直ちに対応策を税務署の源泉税担当者にご相談ください。

なお、外国銀行等の受ける貸付金の利子についての源泉免除証明書については、平成16年7月1日前においても旧租税特別措置法第42条の2の2の規定により提示方式による手続きが行なわれておりました。外国銀行等が有効な証明書を現に有する場合には、6月30日までに提示したものについては、現行の証明書が7月1日以降も引き続き有効である旨の経過措置が設けられております。ただし、7月1日以降の新規顧客に対しては、改正法に基づく証明書が必要になります。よって、至急新規証明書を取得し、平成16年7月1日以後いつでも証明書を新規顧客に「提示」できるように準備しておくことをお勧めします。また、外国銀行等及び外国銀行等からローンを借りている利子の支払者は、旧法においても租税特別措置法通達42の2の2-1、42の2の2-3により帳簿記載要件が課されていましたが、7月1日以降も同様の帳簿記載要件を満たす必要があります。

本 News Letter でご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用又はより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース 税理士法人 中央青山
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル 15階
金融部 (TEL 03-5251-2417)

パートナー：藤本幸彦	シニア・マネージャー：石田和美
織米太郎	鬼頭朱実
大石克洋	高木宏
松田結花	マネージャー：水谷猛雄
飯村鉄雄	平井義一
レイモンド・カーン	高野公人
ディレクター：スチュアート・ポーター	